「二条城桜まつり２０２７」実施事業者選定に係る要領

１　目的

この要領は、「二条城桜まつり２０２７」の企画及び実施に関し、プロポーザル方式により事業者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

２　概要

⑴ 委託業務名

「二条城桜まつり２０２７」の企画及び実施

⑵ 業務内容及び条件等

仕様書（別紙１）のとおり

⑶ 事業者選定の方式

プロポーザル方式による評価を行い、参加事業者の中から１者を選定する。

３　参加資格

⑴　応募できる事業者は、２年以上継続して適正に営業しており、本要領に定める条件を十分に理解し、提案内容について責任をもって実現できる事業者とする。

⑵　本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者（以下「複合体事業者」という。）の参加も認めるものとする。複合体事業者の場合にあっては、構成員が本公募の他の応募者（他の参加者がグループである場合は、その代表者及び構成員）でないことを要件とする。また、複合体事業者の中から代表となる法人又は個人（以下「代表者」という。）を定め、本市への質疑や書類の提出等は代表者が行うこと。

⑶　事業者が次の各号に該当する場合は、応募できない。

ア　本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者にあっては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において、本市により競争入札参加停止の措置を受けた者

イ　有資格者名簿に登載されていない者にあっては、市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者であって、これらが未納となっている者

ウ　契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者

エ　事業者、役員又は使用人が刑法第９６条の６又は第１９８条に違反するとして公訴を提起された日から２年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）

オ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から２年を経過しない者

カ　手形交換所による取引停止処分を受けた日から２年を経過しない者又は該当公示の日の前６箇月以内に手形・小切手を不渡りした者

キ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が

されていない者

ク　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

ケ　事業者の役員又は支店若しくは営業所の代表者が京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者である場合

４　プロポーザルに係る質疑及び回答

⑴　受付方法

質問がある場合、実施事業者募集質問書（様式１）を作成のうえ、電子メールにより、「１１　提出先」へ提出すること。送信後、必ず電話により担当者に受信の確認をすること。

⑵　受付期間

令和８年１１月１８日（水）から令和８年１１月２０日（金）午後５時（必着）まで

※　受付期間終了後は、いかなる理由であっても受け付けない。

⑶　回答方法

受け付けた質問及びその回答については、令和８年１１月２５日（水）までに、元離宮二条城ホームページ（https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/）に掲載する。

５　参加表明

⑴　提出書類

参加表明書（様式２）を持参、郵送又は電子メールにより、提出すること。

⑵　受付期間

令和８年１１月１８日（水）から令和８年１１月２７日（金）午後５時（必着）まで

※　持参の場合は、午前９時から午後５時まで（土日祝日を除く）。

※　郵送の場合は、必ず簡易書留で郵送すること。

※　電子メールの場合は、送信後、必ず電話により担当者に受信の確認をすること。

※　受付期間終了後は、いかなる理由であっても受け付けない。

６　参加申込み及び提出書類

⑴　提出書類

次の書類（原本１部、写し６部の合計７部）を、令和８年１２月９日（水）午後５時（必着）までに持参又は郵送により、提出すること。

ア　参加申込書（様式３）

イ　提案書（様式４）及び以下の内容が分かる資料（任意様式）

（ア）会社の信頼性（会社概要が分かる資料、パンフレット、チラシ等があれば提出すること。）

（イ）事業の企画内容及び実施体制、進行スケジュール（本市が指定する仕様に加え、独自事業を含めて、内容を具体的に提案したもの）

（ウ）広報内容

（エ）見積額（収支の内訳をできるだけ詳細に記載した見積書を添付すること。）

（オ）その他

ウ　登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）（提出日の前３箇月以内に発行されたもの）

エ　納税証明書（提出日の直前２事業年度の納税に係る証明書）

（ア）　所得税又は法人税、消費税及び地方消費税（提出する納税証明書の種類は「その１納税額等証明用」とする。）

（イ）市民税若しくは法人市民税又は固定資産税（本市による課税がある場合に限る。）

オ　誓約書（様式５）

カ　暴力団排除措置に係る誓約書（様式６）

※　ウ～カについては、京都市の有資格者名簿に登載されている者は不要

※　複合体事業者の場合、イ（ア）及びウ～カについては、構成員ごとに該当する書類の提出が必要

⑵　留意事項

ア　本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募した事業者の負担とする。

イ　公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ　提出された全ての書類等は返却できない。

エ　提出期限以降の提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある場合で、本市の承諾を得た場合のほか認めない。

オ　提出書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

カ　提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

キ　提出後に参加資格がないことが判明した場合は、審査を行わない。

７　選定に係る面接の実施

提出された提案書に基づき、面接による審査を行う。実施日時は別途、元離宮二条城事務所から連絡する。

⑴　実施場所

元離宮二条城事務所　大休憩所北側レクチャールーム

⑵　面接のタイムスケジュール

プレゼンテーション（約２０分）

質疑応答（約２０分）

８　審査・選定

参加者が１者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

提出書類を基に、応募資格の有無を確認し、別に定める評価基準に基づき、提出書類及び面接による審査を行い、受託候補者及び次点者を決定する。

受託候補者に選定された者が応募要件を満たしていないことが判明した場合、又は受託候補者が辞退した場合等については、次点者を受託候補者として選定する。

評価点３００点満点（１００点×審査員３人）中１８０点以上であることを選定の条件とし、審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

選定結果については、受託候補者決定後、評価点を郵送により通知するとともに、元離宮二条城ホームページにおいて、参加した事業者及び評価点を公表する。審査結果についての異議申立は受け付けない。

９　評価基準及び評価点

実施事業者選定に係る評価基準（別紙３）のとおりとする。

10　決定後の手続

選定された受託候補者と契約内容に係る協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。受託候補者と契約条件について合意に達しなかった場合は、次点者を受託候補者として契約交渉を行う。

また、提出書類及び面接審査における発言等に虚偽の内容があった場合、又は、受託候補者として選定された後に企画内容に重大な変更が発生するなど、受託者として不適当と本市が判断した場合は、審査時にあっては失格、契約締結後にあってはその契約を解除することがあり、その際は次点者と契約することとする。

11　提出先

〒６０４－８３０１　京都市中京区二条通堀川西入二条城町５４１番地
京都市元離宮二条城事務所（担当：事業推進担当　大村、髙村）
電話番号　０７５－８４１－００９６
ＦＡＸ番号　０７５－８０２－６１８１
電子メール　nijojo@city.kyoto.lg.jp